

東紀州地域の公共事業関係機関と 不当要求防止協議会を開催

1. 概 要：

東紀州地域の公共事業全てに係る不当要求行為等に対し、関係機関相互が連絡調整し必要な措置を講じることにより、公共事業に携わる者の安全を確保するとともに、公共事業の円滑な業務執行を目的に「令和8年度 東紀州不当要求防止協議会」を開催します。

【令和8年度 東紀州不当要求防止協議会 開催】

＜日 時＞ 令和8年8月5日（水） 13:30～16:30

＜開催方法＞ 松阪会場を主会場として下記3会場に分散し、

Web 会議システムにより同時進行（別紙ー1「案内図」参照）

◎松阪会場：紀勢国道事務所 ○熊野会場：紀勢国道熊野維持出張所

○尾鷲会場：紀勢国道尾鷲維持出張所

＜参加構成員＞ 警察、弁護士会、(公財)暴力追放センター、国、県、熊野市、尾鷲市
紀北町、御浜町、紀宝町、建設業協会

＜開催内容＞ 別紙ー2「東紀州不当要求防止協議会次第」参照

※取材にお越し頂く報道関係者様におかれましては、令和8年8月3日(月) 12時までに
右記 QR コードのリンク先もしくは URL (<https://forms.office.com/r/mXPiX4B9Fg>)
よりご登録ください。



2. 資 料：案内図

東紀州不当要求防止協議会次第

・・・別紙ー1

・・・別紙ー2

3. 配 布 先：三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、尾鷲記者クラブ、熊野市政記者会、 三重県警察記者クラブ

4. そ の 他：協議会は非公開です。

取材は、第一部の参加者紹介までとします。

不当要求断固拒否！

5. 問合せ先：国土交通省 中部地方整備局 紀勢国道事務所（協議会 事務局）

用地対策官 伊藤 光隆

TEL 0598-52-5362

総務課長 長谷川 仁

TEL 0598-52-5360/FAX 0598-52-5371

2050年、世界一、賢く・安全で・持続可能な基盤ネットワークシステムの実現を目指す

World-class Infrastructure with 3S(Smart, Safe, Sustainable) Empowered NETwork



紀勢国道HP



紀勢国道X

東紀州不当要求防止協議会 会場案内図

□中部地方整備局 紀勢国道事務所
場所:松阪市鎌田町144-6
電話:0598-52-5360

外 観



地 図



■案内図

別紙-1
【熊野】

東紀州不当要求防止協議会 会場案内図

□中部地方整備局 紀勢国道事務所 熊野維持出張所

場所:熊野市有馬町5821

電話:0597-89-2724

外 観



地 図



東紀州不当要求防止協議会 会場案内図

□中部地方整備局 紀勢国道事務所 尾鷲維持出張所

場所:尾鷲市矢浜岡崎町123-1

電話:0597-22-1312

外 観



地 図



令和８年度 東紀州不当要求防止協議会 次第

- １ 開催日時 令和８年８月５日（水） １３時３０分～
- ２ 開催方法 松阪会場を主会場として下記３会場に分散し、Web 会議システムにより同時進行開催
 - ◎松阪会場：紀勢国道事務所 ３階大会議室(松阪市鎌田町 144-6)
 - 熊野会場：紀勢国道熊野維持出張所 ２階会議室(熊野市有馬町 5821)
 - 尾鷲会場：紀勢国道尾鷲維持出張所 ２階会議室(尾鷲市矢浜岡崎町 123-1)

３ 議事次第

【第１部：協議会】13:30～14:15

- １）開 会 国土交通省 紀勢国道事務所 事務局
- ２）挨 拶 国土交通省 紀勢国道事務所長
三重県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 企画・対策担当補佐
三重弁護士会 民事介入暴力対策委員会 委員長
(公財)暴力追放三重県民センター 専務理事
- ３）参加者紹介
- ４）議事（確認事項）
 - 東紀州不当要求防止協議会 規約について
 - 東紀州不当要求防止協議会 活動計画について
- ５）意見交換
- ６）不当要求排除宣言 確認

【第２部：不当要求責任者講習】14:30～16:30

- １）三重弁護士会 民事介入暴力対策委員会 委員長
- ２）三重県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 社会復帰アドバイザー
- ３）（公財）暴力追放三重県民センター